

美祢市ふるさと産品研究開発支援補助金（令和6年度）

美祢市では、ふるさと納税制度の充実及び地域資源の魅力を再発見し広く周知するために、ふるさと納税返礼品や地域産品の商品開発・改良を行う事業者を支援します。

補助金額

対象経費の3/4以内（上限額50万円）

対象事業者

以下の要件でいずれにも該当すること

(1) 下表に掲げる事業者

中小企業基本法第2条第1項の中小企業者及び同法第2条第5項の小規模企業者
事業性のある特定非営利活動団体
中小企業支援法による団体
特別の法律によって設立された組合又はその連合会

(2) PL（生産物賠償責任）保険又はPL保険と同等程度の損害保険会社等の賠償責任保険に加入していること

(3) 市内に店舗等を有する事業者で、かつ、補助金の交付後も事業を継続する意思があること

(4) 前年度までの市税の滞納がないこと（ただし納税について分納計画中であるものは滞納がないものとみなす）

(5) 補助対象者又は同居する親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと

(6) 国又は地方公共団体等による同様の助成金の交付を受けていないこと

※同一事業年度に申請は1回のみです

補助対象事業

(1) ふるさと納税返礼品を新たに開発する事業（既存製品又はサービスの改良を含む）

(2) ふるさと納税返礼品の情報発信強化及び普及促進に係る事業

(3) 市内で産出された地域資源を主として活用するための産品を開発する事業（既存製品又はサービスの改良を含む）

(4) 市内で産出された地域資源を主として活用するための産品の情報発信強化及び普及促進に係る事業

補助対象経費

区分	内容
人件費	事業に従事する者の作業時間に対する人件費 (ただし、本事業に係る補助対象経費の30%以内とする)
謝礼	外部専門家から指導を受けた場合の謝礼金
交通費	専門家等に支払う旅費又はマーケティング活動に必要な旅費
消耗品費	商品の容器若しくは包装材の購入費又は事業に必要な少額の物品の購入費
印刷費	パッケージ、包装紙、シール等の印刷費
運搬費	原材料、資材、試作品等の送付に係る送料
委託料	調査研究、パッケージデザイン等委託費、試作品等の外注加工品費
手数料	各種認可の取得費、成分分析、検査費用、クラウドファンディングサイト等の利用料
原材料費	新商品開発のための試作に使用する原材料費
賃借料	機器リース料等
機材購入費	新商品の開発に必要と認められる機材の購入に要する経費
その他	市長が必要と認める経費

補助事業の流れ

補助金交付申請

■ 提出書類

申請は令和6年7月10日から12月27日まで

- 美祢市ふるさと産品研究開発支援補助金交付申請書（様式第1号）
- 事業実施計画書（様式第2号）
- 事業収支予算書（様式第3号）
- 同意書（様式第4号）
- 誓約書（様式第5号）
- 事業実施に係る見積書等の写し、その他事業内容のわかるもの

(市) 交付決定通知

事業実施

交付決定通知を受け取ってから事業に着手してください。
年度末までに完了する事業が対象です。

実績報告

■ 提出書類

- 美祢市ふるさと産品研究開発支援補助金事業実績報告書（様式第12号）
- 事業収支決算書（様式第13号）
- 補助対象事業の成果を証する書類（納品書の写し、写真等）
- 補助対象経費の支払いを証する書類の写し
- その他特に必要と認める書類

(市) 確定通知

交付請求

■ 提出書類

- 美祢市ふるさと産品研究開発支援補助金請求書（様式第16号）

(市) 補助金振込

※市ホームページに提出書類の
各種様式があります

【申請書類等の送付先・問合せ先】

〒759-2292

美祢市大嶺町東分326番地1

美祢市役所 観光商工部 商工労働課

電話番号 0837-52-5224